

成績評価報告・講評	
科目名(キャンパス・曜・時限)	中国法Ⅱ (青山・相模原 木曜2限)
担当者	楊 林 凱
受講者総数	48 名
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数	10 名 (20.8 %)

X評価の者を除く成績評価比率

AA	18.4	%	A	21	%	B	36.8	%	C	13.2	%	XX	10.5	%
----	------	---	---	----	---	---	------	---	---	------	---	----	------	---

学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由

- ① 受講者数が50名以下であったため、「成績評価比率基準」を「準用」することであった。
- ② 学生の努力によって、全体的出来は良かった。

試験問題／レポートの課題

1. 法人格否認の法理について論じなさい。
2. 中国会社法5条においてコンプライアンスが成文化されている。近時、企業不祥事が続発していることを踏まえて事業活動における法令遵守の必要性和取締役の義務・責任について論じなさい。
3. 授業内容範囲内で、任意にテーマを設定して論じなさい。

出題の意図

講義では、会社法の基本的なルールについて、内容・目的・機能、および中国会社法の相違点・特徴を正確に理解してもらうことが第一の目標とした。出題形式・内容・レベルを、以内の学習目標の達成度を測ることができるよう設定したつもりである。まずからの表現言葉で論証を行ってほしい。(結論が正解にちかいものであったかどうかは別の次元)。

講評

全体的に出来は良かったと言えよう。本科目のねらいは、会社法のルールの内容・目的・機能をより正解に理解し、解答として正確確に表現してほしいことである。また、課題文や文献は注意深く論理的に読んでほしい(法の問題を解決するために必要なのは、リーガル・マインド以前に、まずは論理力である)。もちろん、比較法の研究方法を採ることも重要な目的である。たとえば、法人格否認の法理の内容を説明しているだけの解答がいくつかあった。しかし、これまで重要な判例の分析やなぜ中国会社法ではその法理が成文化されたか、その背景に何があったのかについて論じていることが求められている。なので、内容を説明するためには高点数を付けない。例年も発表しているが、比べるべきであった。